特定非営利活動法人ぶなの樹会定款

特定非営利活動法人ぶなの樹会定款

第１章　　総　　則

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人ぶなの樹会という。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を東京都清瀬市松山２丁目６番５号に置く。

（目的）

第３条　　この法人は、高齢者・障害者が尊厳を侵されることなく生活し、自立した個人として社会参加が保障される条件の整備を促進し、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る事業

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

（１）配食や会食事業
（２）訪問介護事業
（３）住宅改造相談事業
（４）移送サービス事業
（５）通所介護事業
（６）葬儀相談・紹介に関する事業
（７）権利擁護・成年後見事業
（８）高齢者等の生活に関する支援事業

第２章　　会　　員

（種別）

第６条　　この法人は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）準会員　この法人の目的に賛同し、協力及び利用を目的とした個人

（入会）

第７条　　この法人の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

２　理事長は、前項の申込者が、第３条に定めるこの法人の目的に賛同し、第４条及び第５条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3　準会員として入会しよとするものは、年会費を納入することによって会員となることができる。

（会費）

第８条　会員は、毎年１回年会費を納入しなければならない。

2　年会費の額は、理事会で定めるものとする。

（会員の資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき。

（２）本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条　正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（１）この定款に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した会費、その他拠出金品は、返還しない。

第3章　役　員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、つぎの役員を置く。

（１）理事８人以上

（２）監事２人以上

2　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　理事長はこの法人を代表し、その職務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行せる。

３　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数が３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任する場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第１９条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会　議

（種別）

第２０条　　この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）

第２１条　　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第２２条　　総会は、以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）事業計画及び予算ならびにその変更

（４）事業報告及び決算

（５）役員の選任又は解任、職務及び報酬

（６）事務局の組織及び運営

（７）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第２３条　　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第２４条　　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から２週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第２５条　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出せる。

（総会の定足数）

第２６条　　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

（総会の議決）

第２７条　　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第２８条　　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第３０条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第３１条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）入会金及び会費の額

（３）借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第４９条において同じ。)　その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（４）総会の議決した事項の執行に関する事項

（５）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第３２条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事総数の５分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の場合にはその日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第３５条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権）

第３６条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第３７条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章　資　産

（構成）

第３８条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収入

（５）事業に伴う収入

（６）その他の収入

（区分）

第３９条　この法人の資産は、特定非営利活動事業に係わる資産とする。

（管理）

第４０条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章　会　計

（会計の原則）

第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第４２条　この法人の会計は、次のとおりとする。

（１）特定非営利活動に係わる事業会計

（事業年度）

第４３条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第４６条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第４７条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、臨時総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４８条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、正会員のうち１０名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後３ヵ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

３　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の

３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証をえなければならない。

（解散）

第５１条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第５２条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第５３条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または、公益法人に寄付するものとする。ただし、選任する法人は、この法人の目的と類似すると認めるものの中から選ばれるようにしなければならない。

（合併）

第５４条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第５５条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第５６条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第５７条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第５８条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に

定める。

第１０章　雑　則

（雑　則）

第５９条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から同年１２月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第４３条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から同年１２月３１日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４４条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）正会員　年会費　１０００円

（２）準会員　年会費　１０００円

（３）入会金　　０円

７　第４３条の規定にかかわらず、２０１８年１月１日から始まる２０１８年度の事業年度は２０１９年３月３１日までとする。

（改　訂）

２０００年３月　　制定

２００４年３月２８日　　改定(1)

２００９年１０月１６日　　改定(2)

２０１０年１１月１１日　　改定(3)

２０１４年１０月１５日　　改定(4)

２０１８年３月２４日　　改定(5)

２０１８年９月２６日　　改定(6)

設立者名簿

特定非営利活動法人ぶなの樹会

	氏　　名	
1	神澤邦子	[redacted]
2	上倉萬里	
3	野村英子	
4	越山ノブ子	
5	坂山　豊	
6	内田重盛	
7	天野信二	